

資金繰りを応援する 景気対応緊急保証 が、

平成22年2月15日からスタート

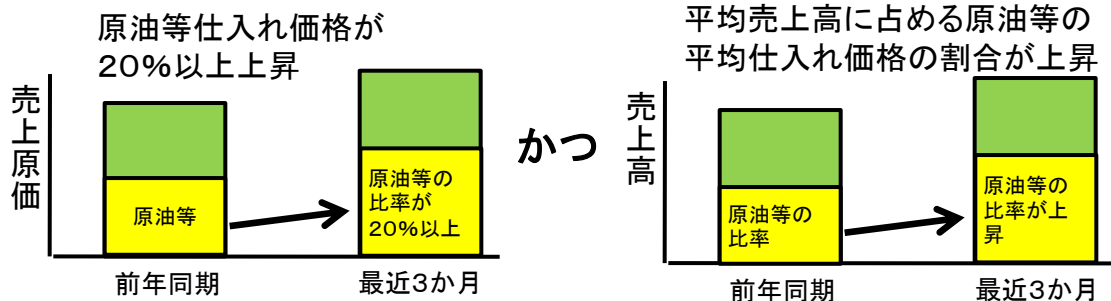
「緊急保証制度」を、原則として全業種(*)を対象とした「景気対応緊急保証制度」に変更しました。

※農林水産業、金融業など法令上の対象外業種などを除きます。

景気対応緊急保証の対象となる中小企業者の方

対象業種(裏面参照)に属する事業を行っており、次のいずれかの要件に当てはまる中小企業者の方で、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けた方が対象となります。

- ①最近3か月間の平均売上等が前年同期比マイナス3%以上減少している。
- ②製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。



- ③最近3か月間(算出困難な場合は直近決算期)の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上低下している。

計算例:最近3か月の平均売上総利益率が33%で、前年同期が35%だった場合
 $(35-33)/35 \times 100 = 5.7\%$ $5.7\% \geq 3\%$ (認定基準該当)

- ④新型インフルエンザの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近1か月間の売上等が前年同月比マイナス3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上等が前年同期比マイナス3%以上減少すると見込まれる。

- ⑤最近3か月間の平均売上等が前々年同期比マイナス3%以上減少している。

※⑤の要件が「景気対応緊急保証制度」で新たに追加されました。

【問い合わせ先】関東経済産業局 産業部 中小企業金融課

TEL048-600-0425(直)

【関東経済産業局HP】 <http://www.kanto.meti.go.jp>

景気対応緊急保証の内容

一般保証〔2億8千万円(うち無担保8千万円)まで〕とは別枠※で2億8千万円(うち無担保8千万円)までの利用が可能です。

信用保証協会の保証割合は100%(責任共有制度の対象外)です。

※この景気対応緊急保証制度は、セーフティネット保証です。既に同保証を利用している場合は、合算された額になります。

景気対応緊急保証の申込み

- ①本店(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村(または特別区)の担当課(商工担当課等)の窓口にて認定申請書を提出し、認定を受けて下さい。
- ②ご希望の金融機関または所在地の信用保証協会に、認定書及び決算書等借入に必要な資料を付して、申し込んで下さい。
- ③保証協会または金融機関による審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

景気対応緊急保証の対象業種

通番	産業分類 中分類番号	指定業種	通番	産業分類 中分類番号	指定業種	通番	産業分類 中分類番号	指定業種
1	02	林業(素材生産業及び素材生産サービス業に限る。)	34	37	通信業	61	70	一般飲食店(適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの(歓楽的雰囲気を伴うものを除く。))に限る。)
2	05	鉱業	35	38	放送業	62	71	遊興飲食店(適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの(歓楽的雰囲気を伴うものを除く。))に限る。)
3	06	総合工業業	36	39	情報サービス業	63	72	宿泊業(適正化法第2条第6項第4号に規定する営業を除く。)
4	07	職別工業業(設備工業業を除く。)	37	40	インターネット附随サービス業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。))第2条第8項に規定する営業を除く。)	64	73	医療業
5	08	設備工業業	38	41	映像・音声・文字情報制作業	65	74	保健衛生
6	09	食料品製造業	39	42	鉄道業	66	75	社会保険・社会福祉・介護事業
7	10	飲料・たばこ・飼料製造業	40	43	道路旅客運送業	67	76	学校教育
8	11	繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く。)	41	44	道路貨物運送業	68	77	その他の教育、学習支援業
9	12	衣服・その他の繊維製品製造業	42	45	水運業	69	78	郵便局(郵便局受託業に限る。)
10	13	木材・木製品製造業(家具を除く。)	43	46	航空運輸業	70	79	協同組合(他に分類されないもの)
11	14	家具・装備品製造業	44	47	倉庫業	71	80	専門サービス業(他に分類されないもの)(興信所のうち、専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものを除く。)
12	15	パルプ・紙・紙加工品製造業	45	48	運輸に附帯するサービス業	72	81	学術・開発研究機関
13	16	印刷・同関連業	46	49	各種商品卸売業(適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。)	73	82	洗濯・理容・美容・浴場業(適正化法第2条第6項第1号に規定する営業を除く。)
14	17	化学工業	47	50	繊維・衣服等卸売業(適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。)	74	83	その他の生活関連サービス業(易断所、観相業及び相場案内業を除く。)
15	18	石油製品・石炭製品製造業	48	51	飲食物品卸売業	75	84	娯楽業(適正化法第2条第1項第7号(まあじやん屋を除く。))及び第8号(ゲームセンターを除く。)、第6項第2号及び第3号、第7項第1号並びに第8項から第10項までに規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸芝業(置屋及び検査を除く。)、場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。)
16	19	プラスチック製品製造業(別掲を除く。)	49	52	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	76	85	廃棄物処理業
17	20	ゴム製品製造業	50	53	機械器具卸売業	77	86	自動車整備業
18	21	なめし革・同製品・毛皮製造業	51	54	その他の卸売業(適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。)	78	87	機械等修理業(別掲を除く。)
19	22	窯業・土石製品製造業	52	55	各種商品小売業(適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。)	79	88	物品賃貸業(適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。)
20	23	鉄鋼業	53	56	織物・衣服・身の回り品小売業(適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。)	80	89	広告業
21	24	非鉄金属製造業	54	57	飲食物品小売業	81	90	その他の事業サービス業(集金業及び取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。))並びに芸芝周旋業を除く。)
22	25	金属製品製造業	55	58	自動車・自転車小売業	82	93	その他のサービス業
23	26	一般機械器具製造業	56	59	家具・じゅう器・機械器具小売業			
24	27	電気機械器具製造業	57	60	その他の小売業(適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。)			
25	28	情報通信機械器具製造業	58	67	保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業に限る。)			
26	29	電子部品・デバイス製造業	59	68	不動産取引業			
27	30	輸送用機械器具製造業	60	69	不動産賃貸業・管理業			
28	31	精密機械器具製造業						
29	32	その他の製造業						
30	33	電気業						
31	34	ガス業						
32	35	熱供給業						
33	36	水道業						

業種については、日本標準産業分類(平成14年3月改訂版)の中分類に基づき、指定を行っております。ご自分の業種がどこに分類されるかわからない場合は、こちらでご確認下さい。

<http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chusho/kinyuu/data/sangyoubunnrui.pdf>